

遅くとも ↓
3年 2学期中 (1/15) 1, 2年
→ 三ツ廣先生宅 校内締め切り
1/30

平成 31 年度

2年: 古手川先生
1年: 井上先生

採用奨学生募集案内

この奨学金制度は、経済的理由により修学困難な玖珠町・九重町出身の高等学校・大学及びこれに準ずる学校の学生を対象として、奨学金の貸与事業を行い、もって社会における有為な人材の育成をはかり教育の振興に寄与することを目的としています。

奨学金は貸与ですので、卒業後に返還することになります。返還金は、後輩の奨学金として再び活用されます。

奨学金を希望する方は、募集案内をよく読み、記載内容に同意のうえ申込みをしてください。

採用については、希望にそえないこともありますのでご了承ください。

公益財団法人 玖珠郡育英会

応募資格

1. 九重町・玖珠町民であって、現に居住するもの。または、その子弟で、学校教育法に規定する高等学校・大学及びこれに準ずる学校に在学又は進学予定の者。
2. 学業人物ともに奨学生としてふさわしい者。
3. 経済的理由により、学費の支弁が困難な者。

奨学金の貸与期間及び金額

1. 奨学金を貸与する期間は、正規の最短修学期間とする。
2. 奨学金は、下記の種類で 大学生は希望選択制 とする。

月額	高校生	15,000 円	
	大学・大学院生等	20,000 円	30,000 円

※貸与額は、予算の範囲内で審査・決定しますので希望にそえないこともあります。

採用予定数 高校生 7名程度 大学・大学院生等 12名程度

提出書類

1. 本会所定の用紙（奨学生願書）に必要事項を記載し、本会宛提出のこと。
2. 添付書類として次のものが必要である。
 - (1) 戸籍抄本（本人のもの）
 - (2) 所得証明書（家計支持者（父母等）の所得証明）
九重町長または玖珠町長の証明するもの。
 - (3) 滞納のない証明（保護者の納税関係証明 本会様式）
九重町長または玖珠町長の証明するもの
 - (4) 奨学生推薦調書
高等学校・大学等進学予定者は出身中学校・高校の調書、在学中の学生（途中から奨学生希望）は在学校の調書
 - (5) 履歴書
 - (6) 写真（願書用） 縦30mm × 横25mm （免許証用）

出願期間

平成31年 1月 7日（月）から 2月15日（金）までとする。

出願先

九重町大字後野上8-1
九重町役場 教育委員会内
公益財団法人玖珠郡育英会事務局（TEL 76-3816）

提出方法

玖珠郡育英会事務局へ持ち込み又は郵送。

採用決定

理事会にて書類選考の上決定（3月上旬から中旬の予定）
希望に添えない場合もあります。

採用通知

奨学生に決定した者には、採用決定通知を送付します。

奨学金の振込

奨学金は、奨学生本人名義の銀行口座に毎月、又は年2回6か月分をまとめて振込みます。

奨学金の返還

奨学金は貸与終了後、6ヶ月据え置き、10年以内(但し、返還年額は高校生 54,000円以上、大学生 借入額の1/10以上)で全額を返還しなければなりません。(無利子)

なお、貸与終了後も引き続き在学する場合、及び卒業後進学または留学した場合は、願出によって卒業まで返還が猶予されます。

奨学金は、先輩の返還金が直ちに後輩の奨学生に貸与される仕組みになっています。約束どおり確実に返還してください。

連帯保証人について

連帯保証人は2名必要です。

1名は保護者、もう1名は、別世帯の独立の生計を営む玖珠・九重町民であって、貸与総額の返還を確実にできる資力を有すると認められる者でなければなりません。

その他

- (1) 採用通知を受けた者は、借用証書・奨学金振込口座届、連帯保証人となる者(2名)の印鑑証明書と所得証明書を直ちに提出して下さい。(採用通知と一緒に送付)
- (2) 在学証明書は4月の入学又は開講後、直ちに提出するものとします。(在学証明書が届いた後、第1回目の送金となります)
在学中は、在学確認のため、年二回の在学証明書の提出が必要です。
- (3) 奨学金の貸与中は、毎年1回(3月)に「奨学金継続願」を提出しなければなりません。